

旅費の支給について

1 旅費支給の制度について

義肢等補装具費支給制度においては、以下の者を対象とし旅費を支給している。

- (1) 義肢、上肢装具、下肢装具、体幹装具、座位保持装置、車いす、電動車いす又はかつらの採型若しくは装着のため旅行する者
- (2) 義眼の装嵌のため旅行する者
- (3) 筋電電動義手に係る装着訓練及び適合判定のために旅行する者
- (4) 眼鏡（コンタクトレンズに限る。）又は浣腸器付排便剤の購入費用の支給に係る検査のため旅行する者

この場合、「日本国内の旅行」、「必要と認められる限り、回数に制限は付さない」としており、距離や回数の制約は設けていない。

平成22年度での、全国での支給額は約232万円であるが、このうち、特定の申請者が遠隔地の業者において修理を行うために、一年間で10往復、約50万円を支給している事象が確認された。

このため、申請者の居住地以外の都道府県への旅費の支給状況、義肢等補装具業者等の設立状況等について全国調査を行った。

2 現状について

- (1) 他の都道府県への旅行に対する支給実績について（別添1）

平成22年度の全国での旅費の支給実績は、72人、約232万円となっている。

	申請者（人）	支給額（円）
平成22年度全国計（①）	72	2,320,604

うち、申請者の居住地以外の都道府県への旅費の支給は18人、約96万円であり、旅費の支給実績に対する割合は、それぞれ、人数で約25%、金額で約41%となっている。

区分	申請者（人）	支給額（円）
義手	3	75,776
義足	7	659,734
上肢装具	1	7,098
筋電電動義手	6	210,022
義眼装嵌	1	5,780
合 計（②）	18	958,410
割合（②/①）	25（%）	41（%）

(2) 県外旅行の理由等

上記18人中、隣接県以外まで赴いている者は8人で、このうち、協力医療機関が限られている筋電電動義手に関する申請者5人を除く3人(義手2人、義足1人)について、その理由を確認した。

- ① 特殊(精巧)な義手を差額自己負担で購入することを希望したが、県内には取扱い業者がなかったもの。(1人)(北関東→都内)
- ② 義手の製作に当たり評判の高い業者を申請人が希望したもの。(1人)(四国→関東)
- ③ 義足装着後に遠隔地に転居したが、引き続き前居住地の業者に赴いて修理を行っているもの。(1人)(東北→近畿)

(3) 採型指導医、義肢等補装具業者等の設立状況について(別添2)

筋電電動義手については、協力医療機関等が限られるが、それ以外の採型指導医、義肢等補装具業者等の設立状況を確認したところ、義眼の装嵌を行う業者以外はすべての都道府県に所在していることが分かった。

【採型指導医等の全国数】

採型指導医-2,540 医療機関、義肢-497 業者、装具-424 業者、
座位保持装置-217 業者、車いす-511 業者、電動車いす-391 業者、
かつら-529 業者、義眼-26 業者

3 今後の対応(案)について

労災保険制度においては、療養中の通院費は、以下の取扱いとなっている。

労働者の方の居住地又は勤務地から、原則として、片道2kmを超える通院であつて、以下の1~3のいずれかの要件を満たす場合に支給されます。

- 1 同一市町村内の診療に適した労災指定医療機関へ通院した場合
- 2 同一市町村内に診療に適した労災指定医療機関がないため、隣接する市町村内の診療に適した労災指定医療機関へ通院した場合
- 3 同一市町村内及び隣接する市町村内に診療に適した労災指定医療機関がないため、それらの市町村を越えた最寄りの労災指定医療機関へ通院した場合

この場合の対象となる労災指定医療機関が全国に3万9千機関あるのに比べ、義肢等補装具業者は全国に500機関程度と、利用可能な機関数に大きな隔たりがある。

このため、こうした距離的概念を直接適用するのは実態に即していない。

今回の調査により、修理及び県外への旅費の請求件数が顕著に多い事案が確認されたことから、事案に応じて、「修理の必要性」及び「県外旅行の必要性」等を適正に把握する必要がある。

については、都道府県労働局長が必要と認める場合は、修理の必要性及び県外旅行の必要性等について採型指導医等に確認できるよう措置することとする。

【参考】

【義肢等補装具費支給制度の旅費】

次の者について旅費の支給を行う。

- (1) 義肢、上肢装具、下肢装具、体幹装具、座位保持装置、車いす、電動車いす又はかつらの採型若しくは装着のため旅行する者
- (2) 義眼の装嵌のため旅行する者
- (3) 筋電電動義手に係る装着訓練及び適合判定のために旅行する者
- (4) 眼鏡（コンタクトレンズに限る。）又は浣腸器付排便剤の購入費用の支給に係る検査のため旅行する者

また、旅費の支給に当たっては、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとし、その範囲は、日本国内の旅行としている。なお、必要と認められる限り、回数に制限を付さない。

【療養中の通院費】

住居地又は勤務地から、原則、片道2 km 以上（注1）の通院であって、次の（1）から（3）のいずれかに該当するもの。

- (1) 同一市町村内の適切な労災指定医療機関（注2）へ通院したとき
- (2) 同一市町村内に適切な労災指定医療機関がないため、隣接する市町村内の労災指定医療機関へ通院したとき（同一市町村内に適切な労災指定医療機関があっても、隣接する市町村内の労災指定医療機関の方が通院しやすい等も含まれます。）
- (3) 同一市町村及び隣接する市町村内に適切な労災指定医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄りの労災指定医療機関へ通院したとき

（注1）片道2 km 未満の通院であっても、通院費の支給対象となる場合があります。

（注2）適切な医療機関とは、傷病の診療に適した医療機関をいいます。

義肢等補装具費支給制度における旅費の支給状況

平成22年度実績(全国総合計)			
	申請者数	請求件数	支給額
	72	159	2,320,604

うち、申請者の居住地以外の都道府県への旅行に対する支給状況

	申請者数	請求件数	支給額	うち隣接県以外の実績		
				申請者数	請求件数	支給額
義手	3	3	75,776	2	2	60,680
義足	7	16	659,734	1	7	503,140
上肢装具	1	1	7,098	0	0	0
筋電電動義手	6	13	210,022	5	12	173,542
義眼	1	1	5,780	0	0	0
合計	18	34	958,410	8	21	737,362

全国総合計に対する割合(%)		
25	21	41

都道府県労働局 県外旅行実績(平成22年4月～23年3月)

No.	支給種目	新規支給・修理等の別	金額 (往復分)	請求件数	隣接県以外	隣接県以外の場合の 出発地域と目的地域	業者等選定理由
1	義手	新規支給	13,600	1	●	北関東→都内	本人と形成外科医との相談の中で、本人の希望する義手が作成できる業者が県内になかったため。(採型指導は県内の医療機関で行った。製作した義手は差額自己負担で購入した特殊(精巧)なもの。)
2	義手	新規支給	47,080	1	●	四国→関東	業者の評判が高いため。
3	義手	修理	15,096	1			業者の評判が高いため。
4	義足	新規支給、修理、再支給、修理	44,992	1			不明。
5	義足	採型指導 修理	34,410	3			採型指導時に、隣接県の実家付近の医療機関を利用し、当該医療機関に近い業者に新規製作を依頼した。 以降、当該業者に継続的に修理を依頼しているため。
6	義足	修理	35,290	1			採型指導医の出入りの業者が隣接県であった。 新規製作以来、継続的に修理を依頼しているため。
7	義足	採型指導	29,160	1			再交付時に、隣接県の評判の良い、採型指導医療機関で改めて採型を受けたもの。
8	義足	修理	6,512	1			県内の業者より、当該業者の方が近いため。
9	義足	再支給 修理	503,140	7	●	東北→近畿	義足装着後に転居したが、引き続き、前居住地の業者(義肢装具士)を利用している。(申請人は、修理について、他の業者(義肢装具士)では対応できないとしている。)
10	義足	修理	6,230	2			県内の業者より、当該業者の方が近いため。
11	上肢装具	再支給	7,098	1			不明。
12	筋電電動義手	装着訓練	54,640	1	●	東北→関東	筋電電動義手の装着訓練のため。
13	筋電電動義手	装着訓練	27,972	1	●	北関東→都内	筋電電動義手の装着訓練のため。
14	筋電電動義手	装着訓練 修理	44,480	4	●	北陸→関西	筋電電動義手の装着訓練、修理のため。
15	筋電電動義手	装着訓練	36,480	1			筋電電動義手の装着訓練のため。

No.	支給種目	新規支給・ 修理等の別	金額 (往復分)	請求件数	隣接県以外	隣接県以外の場合の 出発地域と目的地域	業者等選定理由
16	筋電電動義手	装着訓練	23,610	3	●	九州内	筋電電動義手の装着訓練のため。
17	筋電電動義手	装着訓練	22,840	3	●	九州内	筋電電動義手の装着訓練のため。
18	義眼	新規支給	5,780	1			県内に義眼の業者がないため。

義肢等補装具業者等の分布

	県名	採型指導医	義肢	装具	座位保持装置	車いす	電動車いす	かつら	義眼
労働局調べ(23年3月時点で把握しているもの)									
1	北海道	172	29	30	12	27	27	16	1
2	青森	35	3	5	3	10	5	7	0
3	岩手	51	7	8	4	8	3	7	0
4	宮城	84	18	6	6	14	2	7	2
5	秋田	78	5	5	5	11	6	10	0
6	山形	47	5	5	3	7	7	6	0
7	福島	36	13	13	6	6	6	8	0
8	茨城	69	4	3	1	8	4	5	0
9	栃木	82	6	4	2	5	1	7	0
10	群馬	99	15	15	1	14	5	5	0
11	埼玉	29	21	17	3	12	9	18	0
12	千葉	87	9	9	1	19	4	19	0
13	東京	38	32	16	7	9	6	43	3
14	神奈川	44	16	11	3	9	4	23	1
15	新潟	40	7	7	4	6	6	8	1
16	富山	45	2	2	2	3	3	5	0
17	石川	53	10	10	11	19	19	3	0
18	福井	78	3	3	3	10	10	3	0
19	山梨	21	3	3	3	5	3	2	0
20	長野	44	10	10	2	4	4	9	0
21	岐阜	58	3	3	4	4	4	6	0
22	静岡	68	8	8	8	11	10	15	1
23	愛知	58	20	17	11	20	17	23	3
24	三重	60	4	4	2	6	6	6	0
25	滋賀	58	6	2	1	4	1	4	0
26	京都	95	27	28	4	14	14	8	1
27	大阪	264	24	13	3	10	10	23	2
28	兵庫	140	14	9	3	18	8	15	0
29	奈良	24	7	4	2	10	3	5	1
30	和歌山	72	2	2	3	4	2	4	0
31	鳥取	12	4	4	6	9	8	5	0
32	島根	17	5	4	2	5	3	3	0
33	岡山	14	2	3	2	10	10	6	2
34	広島	22	13	6	2	8	7	9	1
35	山口	25	8	8	5	11	10	9	0
36	徳島	84	8	8	4	5	3	3	0
37	香川	40	9	7	2	16	16	4	0
38	愛媛	26	9	9	4	18	18	5	0
39	高知	11	4	4	2	9	5	3	0
40	福岡	31	49	49	27	45	45	135	6
41	佐賀	15	5	5	1	8	7	2	0
42	長崎	37	3	3	3	9	8	8	0
43	熊本	12	8	8	4	11	8	3	0
44	大分	25	4	4	3	3	3	4	0
45	宮崎	20	15	15	15	14	14	4	1
46	鹿児島	8	9	6	4	9	3	3	0
47	沖縄	12	9	9	8	14	14	3	0
全国		2,540	497	424	217	511	391	529	26